

全日本マーチングコンテスト実施規定

昭和62年10月23日

改定 平成3年3月3日 平成3年11月22日 平成6年3月12日 平成7年7月7日 平成9年5月30日 平成11年3月19日 平成12年7月12日 平成14年11月22日 平成16年3月19日

(総 則)

第1条 (大会名称)

この大会は「全日本マーチングコンテスト」という。

第2条 (実 施)

全日本マーチングコンテストは各支部から推薦された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

第3条 (支部連盟)

推薦母体となる支部連盟は次のとおりとする。

| | |
|----------|----------|
| 北海道吹奏楽連盟 | 東 北吹奏楽連盟 |
| 東関東吹奏楽連盟 | 西関東吹奏楽連盟 |
| 東京都吹奏楽連盟 | 東 海吹奏楽連盟 |
| 北 陸吹奏楽連盟 | 関 西吹奏楽連盟 |
| 中 国吹奏楽連盟 | 四 国吹奏楽連盟 |
| 九 州吹奏楽連盟 | |

第4条 (実施会場・日時)

実施会場・日時などの必要事項は、全日本吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で定める。
理事会は毎年3月末日までに翌年度の開催要項を決定する。

(実施区分および参加資格)

第5条 (実施区分)

実施区分は「中学校の部門」「高校以上の部門」の2部制とする。それぞれパレードコンテストの部とフェスティバルの部を実施する。

第6条 (参加資格)

参加資格は全日本吹奏楽連盟（以下、全日吹連）に加盟する団体で次のとおりとする。

中学校

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。）

高等学校

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める。）

大学

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。

職場

同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。

一般

構成メンバーは自由とする。ただし職業演奏家の参加は認めない。

- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(支部代表)

第7条 (代表団体の推薦)

支部連盟は支部代表団体を決定し、本大会開催日の3週間以前に全日吹連へ推薦・報告する。

第8条 (推薦団体数)

本大会に各支部から選出する団体数は4団体以内を基準とし、さらに前年度のマーチングコンテスト府県大会参加団体数を勘案してその年度ごとに理事会で定める。

- 2 同一の団体がパレードコンテストの部とフェスティバルの部の両方に出場した場合は2団体の出場とみなす。

第9条 (参加費用)

本大会参加に要する費用は参加団体の負担とする。

ただし中学校の団体に限り交通費の一部を全日吹連が補助する。

第10条 (出演順序)

出演順序は理事会において決定する。

(演奏・演技)

第11条 (参加人員)

参加人員は自由とする。

第12条 (編成)

編成は木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器、ピアノ、チェレスタの使用は認めない。パレードコンテストの部では手具の使用を認めない。

第13条 (出演時間)

出演時間は6分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

出演時間が超過した場合は審査の対象としない。

第14条 (演奏曲目)

演奏曲は自由とする。

第15条（規定課題）

パレードコンテストの部の参加団体は別に定めた規定課題を演技しなければならない。規定課題はその年度ごとに理事会で決定し発表する。

（審査・表彰）

第16条（審査）

審査員は理事会で選出し理事長が委嘱する。

- 2 審査員は7名とする。
- 3 審査方法は別に定める審査規定による。

第17条（表彰）

表彰は金賞・銀賞・銅賞の何れかを贈る。

（その他）

第18条（共催・後援・協賛）

この大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は共催、後援、協賛団体をもつことができる。

- 2 共催、後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第19条（改定）

この規定は理事会の議決により改定することができる。

全日本マーチングコンテスト審査内規

昭和63年3月6日

改定 平成2年5月26日 平成6年3月12日 平成16年3月19日

- 第1条** この内規は全日本マーチングコンテスト実施規定第16条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は「演奏（技術）」「演奏（表現）」「演技」「音と動きの調和」の4項目について5段階で評価する。
- 第3条** 審査結果の処理は理事長から委嘱された5名によって構成する判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。ただしグループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。
- 第5条** 第4条による結果は審査員の了承を得て理事長が賞を決定する。
- 第6条** 審査票は出演団体に渡し、一覧表を会報で公表する。